令和８年度

第１回宝塚市都市計画審議会議事録

日時　令和８年（２０２６年）８月２１日（金）

午後２時から３時

場所　宝塚市役所　３階　３Ｂ・３Ｃ会議室

及び各委員所属場所等

宝塚市都市計画審議会

1　審議会要旨

（１）開 催 日 時　令和８年（２０２６年）８月２１日（金）
午後２時から午後３時まで

（２）開 催 場 所　宝塚市役所 ３階 ３Ｂ・３Ｃ会議室

（３）出席委員等

本日の出席委員は、２０人中１８人（内オンライン参加４人）で、次のとおり。

〔会議室参集〕

末永委員、寺本委員、中野正委員、みとみ委員、植松委員、阪上委員、田中委員、土屋委員、堀内地域交通官（中井委員代理人）、松村委員、磯谷委員、倉委員、藤村委員、雨森委員

〔オンライン参加〕

持田委員、岡森委員、中野康人委員、水野委員

定足数である委員の２分の１以上の出席があったので、宝塚市都市計画審議会条例第６条第２項の規定に基づき会議は成立した。

宝塚市都市計画審議会の運営に関する規程第５条第１項の規定に基づき、本日の議題に係る会議は公開であることを確認した。

（４）会議の内容

ア　本年度初開催のため、各委員の紹介を行った。

イ　議題第１号として、宝塚市都市計画審議会条例第５条第１項の規定に基づき会長選出が行われ、植松委員が会長として選出された。

会長は、同条第３項の規定に基づき、田中委員を職務代理に指名した。

ウ　会長は、議事録署名委員として、１番末永委員及び２番寺本委員を指名した。

エ　次の議題について審議を行った。

議題第１号　会長選出について　（審議会運営事項）

議題第２号　立地適正化計画の中間評価及び見直しについて（事前説明）

2　会議要旨

（１）市長挨拶

市	ただいまから令和８年度第１回宝塚市都市計画審議会を開催いたします。 議事に入る前に、本年度第１回目の審議会となりますので、市長からご挨拶を申し上げます。
市長	皆さんこんにちは。ご紹介いただきました宝塚市長の森臨太郎です。本日はお忙しいところ、都市計画審議会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。令和８年度第１回都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。 ３つお話をさせていただきます。 １つ目は、市政の全体方針について。２つ目は、今回の審議会の議題である立地適正化計画の中間評価及び見直し、市政の全体方針との関係性。そして３つ目は、立地適正化計画、都市計画審議会に非常に関連が深いと考えられるたからづかモデルについて、簡単にご紹介を

させていただきます。
まずは、市政の全体方針についてですが、現在行財政改革に取り組んでおります。一昨年、宝塚市制 70 周年を迎えましたが、過去の 70 年は右肩上がりに人口増加する経済成長の 70 年だったと認識しています。ただ、これからの 70 年は、まちとして成熟していき、人口が減少していく局面に入ってきたのかなと思っています。そういう意味でも、私たちは「転換」と呼びますが、単に財政上の数値目標だけを掲げるのではなく、人口が減少する中でも、やはり市民の皆さんにとって暮らしやすい、選ばれるまちづくりとして、持続可能な形に変えていきたいと考えています。 具体的には、後ほど少しご説明させていただきます医療、福祉、介護、保険の連携を強化していくような「たからづかモデル」の構想。それから、例えば教育で言えば、国際バカロレア教育と探究型学習を強く進めていこうと、西谷地域での導入を調査研究しています。
また、公民連携による、中山台ニュータウン再生事業を進めているほか、公共だけではない新しく持続可能な交通の形についても今研究を進めているところです。また、宝塚市として観光も非常に大切です。2028 年に手塚治虫生誕 100 年を迎えますが、そこを契機として「花のみち」から文化芸術センター周辺を、マンガ・アニメの聖地とするなど、さまざまな形で取り組みを進めています。
すべて基本的には「転換」をして、これからの 70 年を持続可能にしていきたいということです。
こうした中で、今年度から来年度に向けて立地適正化計画の評価と見直しを行っていく予定になっています。これから２年間の都市計画審議会のメインの議題となります。
人口減少局面ということで、なかなか後ろ向きの話が多い一方で、先ほども申し上げた成熟していくこれからの 70 年の宝塚ということを踏まえて、前向きに都市計画を考えていただきたいというのが私自身の思いです。もちろん人口が減少していくということは、公共サービスとしても公共施設が減っていき、民間の土地も少し生まれてくるなど、リアレンジメントが必要になってくるだろうと思いますので、そういう意味でもこの２年間の立地適正化計画の議論はとても大切だろうと思っています。
最後に、それに関係が深いたからづかモデルのお話をさせていただきます。現在、宝塚市立病院の建替を計画中で、先日、建替の計画について、市民の皆様の意見を伺うパブリックコメントや説明会等を実施しました。 背景としては、これから少子高齢化によって支える人が減り、働き手も減る一方で、支援を必要とする人が増えてくる。また、一方で公共施設が老朽化していく。そうすると当然ながら、施設の機能集約・機能統合というものが必要になってきます。
市民の皆さんにおいては、人のつながりが少しずつ希薄になることで、困りごとを早めに見つけるということも大切になってきます。
また人々の暮らしが多様化してくるということで、必要な支援も個々に合わせて多様化していく。こういう課題がある中で、私たちとしては、市立病院が老朽化して建て替えるという後ろ向きに見える話

をチャンスと捉えて、医療・福祉・介護・保険について、大きさを求めるのではなく、成熟した形でサービスの質の向上をネットワークの中で解決していこうと考えています。

小浜地区を医療の拠点、そして売布地区を福祉の拠点として、さまざまな関連施設を集約近接させて、そこで連携を行っていこうという構想を立てています。

先ほど申し上げました中山台ニュータウンにおいては、新しいニュータウンの取組として、一定実験の場でもあるというふうに考えています。ですので、今回の立地適正化計画の見直しにおいては、こうした拠点という考え方もぜひ踏まえながら、議論を進めていただければと考えています。

都市計画審議会は、非常に幅広い委員で構成されています。まちづくり、都市の未来像を作るというのは非常に重要なことですので、都市計画を決めるときには、我々行政機関である宝塚市だけで決めるものではなく、学識経験者の皆様、市議会議員の皆様、関係行政機関、国、兵庫県の職員、そして住民の皆様と、幅広い委員からのお知恵をいただきながら、これからの宝塚のまちづくりの形を考えていくこととしています。 ぜひ積極的なご意見をいただいて、活発な議論の上でよりよい計画を作っていければと思います。簡単ではございますが、以上で私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（２） <u>議題第２号</u>

【議題第２号「立地適正化計画の中間評価及び見直しについて」】

会長　　議題第２号は、宝塚市立地適正化計画の中間評価及び見直しについての事前説明です。市民委員の方は、この立地適正化計画というのはあまり聞いたことがないと思います。根拠法となる都市再生特別措置法も、都市計画の中ではまだまだ新しい法律で、人口が減少してくるとか、行財政が国も含めて非常に厳しいという背景の中で、国土交通省が立地適正化計画制度を創設したということです。昭和の時代は人口が爆発的に増えて、郊外まで住宅ができたことがあります。しかし、人口減少の社会に今まさに我々は直面していますので、体格で言うなら、ベタっと広がるよりも少し筋肉質の体にという風に考え、まさに全国でこれに取り組まれているということです。そうした理解で市民委員の方もご理解いただければいいのではないかと思います。それでは、事務局からお手元の資料のご説明をしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

市　　本日、立地適正化計画とはそもそも何かというところから、これから行っていく見直しの概要の事前説明をさせていただきます。少し難しい説明も挟むかと思いますが、内容について今日皆様に共有して、最後に、質疑の時間を設けたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

市　　それでは、議題第２号「立地適正化計画の中間評価及び見直しにつ

いて」をご説明いたします。本日は事前説明です。

宝塚市では、今後人口減少や少子高齢化の進行が予測される状況下においても持続可能な都市としていくため、令和４年５月に「宝塚市立地適正化計画」を策定しました。
立地適正化計画は法令により概ね５年ごとに評価・検証及び必要に応じて見直しを行うこととされており、本市の計画についても今年度末で概ね５年が経過することから、今回、策定以来はじめて評価及び見直しを行うこととなります。
まず始めに、立地適正化計画とは何かについてご説明いたします。

立地適正化計画とは、「人口が減少するなかでも、医療や福祉、子育て支援、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導しつつ、その周辺や公共交通の沿線に居住を誘導し、まちをコンパクト化して、一定のエリアにおいて人口密度を維持する」、そして、「それらの拠点を交通ネットワークで結ぶ」というコンパクト・プラス・ネットワークという考え方に基づくもので、平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法の改正により制度化されたものです。
コンパクト・プラス・ネットワークについて、もう少し説明します。人口が減少し、高齢化が進行すると、「医療、福祉、商業等の生活サービスの維持が困難になる」、「電車やバスなどの公共交通のネットワークの縮小」、「地域産業の停滞、企業の撤退」などの問題が生じます。これらの問題に対して、まちをコンパクト化して交通ネットワークでつなぎ、人口密度を保つことで対応しようとするというのが基本的な考え方です。また、居住を誘導することで、行政サービスを効率化したり、インフラ（道路・水道等）の維持管理を効率化したりと、行政コストの削減にもつながるほか、環境負荷の低減にも寄与します。居住の誘導に当たっては、災害リスクを踏まえた誘導を行い、災害に強い防災まちづくりの実現を目指します。
このコンパクト・プラス・ネットワークを実現するためには、立地適正化計画と交通政策部局所管の地域公共交通計画との連携が必要とされています。
次に、法に基づき立地適正化計画に定めるべきとされる事項といたしましては、「基本的な方針」、「居住誘導区域とその区域に居住者の居住を誘導するための施策」、「都市機能誘導区域とその区域に誘導施設の立地を誘導するための施策」、「誘導施設の立地を図るために必要な事業」、「住宅や誘導施設について、立地や立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針」とされています。
今回は立地適正化計画見直しについての初回の説明となりますので、簡単ではありますが基本的な用語の説明をさせていただきます。まず宝塚市では、無秩序な市街化を防止し、計画的なまちづくりを進めるため、市街化を進める市街化区域と、市街化を抑制し、建築・開発行為を原則禁止する市街化調整区域に区分しています。ただ、今後人口減少が進むことを踏まえると、市街化区域でも空き家が増え、人口密度が下がってくることが想定されます。そこで、市街化区域の中

に居住誘導区域を設定します。
居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや公共交通、コミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域で、将来的な人口等の見通しを踏まえて設定します。本市の立地適正化計画においては、法令に基づく災害の危険性が高い区域等は除き、市街化区域の全域を居住誘導区域に設定しています。
次に、都市機能誘導区域とは、先ほど説明した居住誘導区域の中にあって、医療・福祉・商業といった生活サービス施設等の立地を誘導すべき区域のことを言います。居住誘導区域と都市機能誘導区域の関係をわかりやすく図示したものがスライドの図のとおりとなります。青い破線で囲まれる区域が市街化区域。市街化区域の中で将来的に人口密度維持を目指す区域が水色着色の居住誘導区域。さらに、居住誘導区域の中で生活サービス施設等の立地を誘導し、都市の拠点を形成することを目指す区域が赤色着色の都市機能誘導区域というイメージになります。
ここまでは国の考え方についての説明をしてきましたが、これだけではわかりにくいかと思いますので、実際に本市の立地適正化計画でどのように位置づけているのかをご説明します。
まず、計画の位置付けといたしましては、都市再生特別措置法第 81 条の規定に基づき、宝塚市都市計画マスタープランの一部として、上位計画である第６次宝塚市総合計画、阪神地域都市計画区域マスタープランに即し、他の関連計画との整合を図るものとしています。
次に、基本的な方針については、概要版の２ページをご覧ください。目標として、「住宅都市として、＋αの魅力があり、多様なライフスタイルが実現できる都市」、誘導方針として、「宝塚の個性を活かした居住誘導」、「地域特性に応じた都市機能の誘導による多様な空間の創出」、「誰もが移動しやすい環境の形成」を掲げています。
次に、居住誘導区域についてです。本市において、居住誘導区域は現在の市街化区域を基本としたうえで、居住誘導が適切でない範囲として、３つの視点から検討しています。
まず人口密度維持の視点では、居住が適切でない範囲は設定していません。緑の保全の視点から、「生産緑地地区」「都市公園」また「市街地縁辺部の地区計画で住宅の立地を認めていない区域」として「北雲雀丘地区地区計画（大学等以外の建築を禁じている）、売布自由ガ丘地区地区計画の公園地区」を居住誘導区域から除いています。
また、防災の視点から土砂災害特別警戒区域など法で定められた区域を除いています。
次に都市機能誘導区域についてです。都市機能誘導区域への誘導施設は、都市の居住者の共同福祉や利便のための施設を位置づけるものとされており、オフィスやホテルは誘導施設に位置付けることができません。本市では、宝塚～南口を都市拠点として、様々な施設を誘導施設として位置づけているほか、地域拠点を計７箇所、シビック拠点を１箇所位置付け、それぞれ必要な誘導施設を定めています。
次に、法令で居住誘導区域に定めないこととされている区域がござ

いますので、こちらについて詳細と併せて、本市における当該区域の該当有無を説明いたします。

法令で居住誘導区域に含めない区域として、スライドでお示ししております合計 11 項目が挙げられています。このうち本市に該当するのは、「市街化調整区域」、「農用地区域、農地法に定められる農地や採草放牧地の区域」、「自然公園法に規定する特別地域」、「保安林の区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害特別警戒区域」の６項目となります。これらの区域について、本市では該当部分においては居住誘導区域から除くよう、計画に反映しております。

法令のほか、都市計画運用指針において、居住誘導区域の検討に当たって留意すべき区域としてスライドで示す６項目が挙げられており、本市で該当があるのは土砂災害警戒区域等となります。

続いて、居住や都市機能の誘導のための施策「誘導施策」についてです。具体的には、居住誘導区域内の居住環境の向上、公共交通の確保等、居住の誘導を図るために必要な施策、また都市機能の誘導のための施策を定め、そのための具体な取組を列挙しています。

防災指針については、方針の作成に先立ち、立地適正化計画の対象地域の災害リスクを分析し、災害リスクの高い地域の抽出を行っています。そのリスク分析を踏まえて、居住誘導区域の設定に問題がないかを確認し、かつ、安全に対する課題の洗い出しを行い、課題に対応した対策及び居住誘導区域の安全確保のための方針を記しています。

続いて、この計画をどのように評価し、見直していくのかについてご説明したいと思います。

冒頭でも申し上げたとおり、立地適正化計画は、法で概ね 5 年ごとに、住宅、都市機能増進施設の立地適正化に関する施策の実施状況について、調査、分析、及び評価を行うように努め、必要に応じて計画や関連する都市計画を変更することとされています。

具体的には、国の手引きにおいて、生活利便性、健康福祉、行政運営等の観点から、立地適正化計画の取組を通じて解決すべき都市の課題に対して、設定した評価指標をもとに施策効果をモニタリングすることとされています。

それでは、本市の計画をどのように評価、見直ししていくかについてご説明します。目標と誘導方針については、抜本的な変更は行わない予定ですが、森市長就任以降本市が推し進めているたからづかモデルなど、計画当時にはなかった方針も踏まえながら見直しを行います。

スライドで示す誘導方針についても、たからづかモデルなど、計画策定時にはなかった居住や都市機能に影響を及ぼす考え方について、追記を検討していきます。

居住誘導区域については、人口密度の変化や、都市公園、先ほどご説明いたしました居住誘導区域に含めてはならない区域等の最新の状況などを踏まえて必要に応じて見直します。なお、先ほど触れたように、本市では人口密度によって居住誘導区域を限定していませんが、国からは、人口動態で一定の人口密度を下回る場合や、法で外すことを義務付けられていない土砂災害警戒区域等でも、災害への対応策が明確でなければ、居住誘導区域から外すように求められる可能性があ

りますので、防災対策については特に明確に説明できるようにしておく必要があると考えています。
都市機能誘導区域についても、人口動態や指標等の評価結果、市の今後の施策展開を踏まえて、見直していくこととなります。誘導施設には、引き続き、市役所、公民館、図書館、公益施設、大型交流施設、スポーツ施設、文化芸術施設、劇場、博物館・美術館、大規模店舗・飲食店を位置づけます。その他、たからづかモデルや、法改正に伴う対応も必要と考えていますが、これについては後ほど説明します。
また、交通ネットワークについては、本計画の策定よりも後に策定された地域公共交通計画との整合を図り、必要に応じて記述を改めます。
誘導施策については、その事業が終了している場合や、新たな事業を開始している場合、また各施策の効果検証を行い、その評価を踏まえて、施策の転換が必要な場合には、誘導施策や取組の変更を行います。
防災指針については、災害リスクの変更や、各課の防災に関する施策について変更や時点更新があれば、必要に応じて見直しを行います。
さて、ここまでは、評価を踏まえて、どのような点を変更する予定かをご説明してきましたが、その他の観点から見直しを予定している点についてお話しします。
まずは、たからづかモデル関係です。森市長が掲げる方針として、小浜地域を医療拠点、売布地域を福祉拠点と位置付け、医療・福祉・介護・保健の連携を図るとしています。
これらのハード整備について、立地適正化計画の都市機能誘導区域や誘導施設との整合を図っていく必要があります。特に、令和11年度から着工予定の新病院の建設工事には、「都市構造再編集中支援事業補助金」という国の補助金の活用を検討しています。
その前提として、計画策定時には候補地検討中であったため、都市機能誘導区域に含めていなかった小浜地域を都市機能誘導区域に含め、病院を誘導施設に位置付ける予定です。
位置付けにあたっては、その後に予定されている既存棟の改修の内容も踏まえて誘導施設を検討していく必要があるほか、病院へのアクセス、交通ネットワークについても記載が必要と考えています。
補助金の申請スケジュールも踏まえ、計画の見直しは令和9年度中の完了を目指しています。また、立地適正化計画の根拠法令である都市再生特別措置法の改正内容についても、反映するか否かを含め検討が必要となります。
次に、今後の進め方についてご説明します。今後の審議の進め方についてです。ここまでの説明で、計画の中間評価を行った上で計画を見直していくということをご説明いたしましたが、評価の検証・見直し素案の作成の段階においては、専門的な内容を審議することとなります。
そこで、知識経験者の内7名で構成する小委員会を組織し、重点的に議論を進めていきたいと考えています。具体的にはスライドの表のうち、赤囲みの委員をもって小委員会を設置予定です。

この進め方については、５年前の立地適正化計画策定時においても同様の進め方となっており、小委員会の設置、運営に関する要綱についても、計画策定時のものを計画見直しに合わせて修正しています。

小委員会での審議ののち、一定の評価及び素案がまとまった段階で審議会を開催し、審議会委員の皆様にもご報告の上、ご意見をいただく予定です。

最後に、今後のスケジュールについてご説明します。

立地適正化計画の見直しに向けては、法の規定に基づき、評価・分析や進捗状況について都市計画審議会に報告し、意見を伺う必要があります。また見直し案について、都市計画審議会の意見を聞き、公聴会の開催等を経なければなりません。

今後、令和９年度末の計画改定を目指しており、この都市計画審議会については、今年度から来年度にかけて５回程度の開催を見込んでいます。

また、先ほど説明いたしました小委員会については、今年度から来年度の頭を目途に３回程度の開催を見込んでいます。

なお、スケジュールについては、令和９年度末の改定を行うため、今年度のスケジュールを少し意識的にタイトにしています。

見直し作業の状況や、皆様との調整状況によって、スケジュールに変更が生じる可能性がありますので、その点、ご了承いただければと思います。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長　第２号の説明が終わりましたので、ご質問ご意見を賜りたいと思います。

委員　これから分析・検証されると思うのですが、その前に、分かる範囲でご説明いただければと思い、２点質問します。

まず１点目、宝塚市の場合は、ご説明にありましたように、災害リスクがある地域や生産緑地、公園などは居住誘導区域から除外されています。私の知る限りでは、確か 80 ヘクタールくらいは除外されているのではないかと思います。市街化区域だけれども居住誘導区域になっていないエリアに、何人くらいの市民の方がお住まいなのか。そして、2022 年から 2026 年で４年経っていますので、人口はどうなっているのか。そこをもし把握しているのであれば教えてください。

会長　人口変動ですね。少し難しいですが、もし分かれば回答願います。細かい調査はしていないかもしれませんので、分からなければまた後ほどでも結構です。

市　居住誘導区域についてですが、生産緑地や公園、特に生産緑地については日々面積が変わっていきます。生産緑地が宅地化されたりすると、居住誘導区域の範囲自体が自ずと変わってくるところもありますので、現状でその人数までは把握できていない状況です。 レッドゾー

ンなどについてはエリアが決まっているので、今後、人口動態を見ていけたらと思うのですが、レッドゾーンなどの指定エリアが街区ごとではないので、その部分に何人住んでいるかというところが判断しづらいというのが実情です。

委員　ありがとうございました。これから見直しをされる中で、ある程度の数値は把握されていくのかと思います。
２点目は居住誘導区域の誘導施策についてです。エリアマネジメント支援、空き家の発生抑制、防災力向上などを挙げられていましたが、これらは居住誘導区域をより住みやすくして、人口をある程度維持していこうということかと思います。先ほどの質問と関係しますが、居住誘導区域から外れてしまったエリアにお住まいの方、例えばレッドゾーンにお住まいで、できれば移転してほしい方などを後押しする施策については、今後考えていくのでしょうか。その点を教えてください。

市　居住誘導区域については、実質的に今区域から除いているのがレッドゾーンや急傾斜地崩壊危険区域となります。レッドゾーンについては、市有の法面について工事をしてレッドゾーンを外せるような対策を行っています。一方で、居住誘導区域外から居住誘導区域へ引っ越していただくような、金銭的な支援策については、現状有していないという状況です。

委員　ありがとうございました。おそらく現状を把握した上で、もしある程度のニーズがあれば、そういうところを後押しする施策も必要になるのではないかと思います。これはもちろん、これからの見直しの中で検討されればと思いますので、今後の検討の方向性としてご参考にしていただければと思い、質問しました。

委員　資料を読む中で、立地適正化計画を作成すると、地方公共団体に補助制度や様々な支援があるという記載がありました。その内容と、先ほどの令和 11 年度から新病院を建て替える話の中で、都市構造再編集中支援補助金の充当というのも、この立地適正化計画に記載することでもらえる形にしようとしているのか、という点について教えてください。

会長　ご質問ありがとうございます。今、国土交通省が補助金を出しているのですが、都市構造再編集中支援補助金は、都市局の中では最も大きな補助金です。今年の都市局の予算約 1300 億円のうち、この補助金だけで全国で 700 億円ほどあったかと思います。かなり大きな補助金が全国に配られることになります。先ほど令和９年と言っていましたので、その準備をされるというご説明かと受け止めていますが、今の委員からのご質問に対してお答えください。

市　まず、補助金全般としてはかなり多岐にわたるメニューがあり、国

土交通省のホームページでも数十ページにわたって補助金の種類が列記されています。その中で今、会長に説明いただいた都市構造再編集中支援補助金というのは、対象となる公共施設を建設したり、あるいは既存の施設を複合化して集約したりすることに対しての補助金になります。小浜地域については、現時点での予定として病院の建設工事が令和 11 年度からとなっていますので、それに向けて 10 年度に補助金の申請が必要になります。それを踏まえて、９年度には計画を策定しておきたいというスケジュール感になります。なお、補助金上の都合のスケジュールで話しましたが、法で５年に一度、評価をして、必要に応じて見直しをするという規定があります。令和４年度に策定して以降、今年度末に５年となりますので、９年度末ぐらいには評価、見直しをしていきたいと考えているところです。

委員　ありがとうございました。計画見直しを行うことで、このような大きな補助金がもらえるということがよく分かりました。
それとスケジュールの中で、小委員会を３回ほど開催されるようですが、小委員会の委員ではない審議会の委員でも、これらの傍聴などは可能でしょうか。

市　こちらにつきましても、都市計画審議会と同様に公開としておりますので、傍聴は可能です。公表できないような内容が含まれる場合は、事前にお知らせする形になるかと思います。

委員　ありがとうございます。事前にスケジュールが分かれば、可能な限り傍聴したいと考えています。最終段階で再び審議される際、経過を把握できていた方がありがたいので、よろしくお願いいたします。

市　小委員会を傍聴いただくことはもちろん可能ですが、その後の評価の内容については、都市計画審議会へ報告する義務があります。また、素案を作成する際にも意見を伺いますので、評価結果の報告と素案についての意見聴取が、次回の全体審議会での主な内容になるかと思います。 その際、小委員会でどのような議論が行われたかについてもご説明しますので、皆様が全ての小委員会を直接傍聴されなくても、内容を十分把握いただけるように進めたいと考えています。

会長　私も個人的に、議会を自宅から拝聴しました。新病院の建設について質問されている議員の方に対し、職員の方が回答されている様子を拝見し、大変感心しました。400 億円もの投資を伴う、市の年間財政の約半分を投じる非常に大きな事業です。だからこそ、先ほど市長自ら熱心にご説明されたのだと思います。 この小委員会についても、非常に重責であると感じています。
小浜地区の新病院の範囲について伺います。左側の病院敷地として赤線で示されている範囲は、駐車場なども含まれているという認識で良いでしょうか。また、資料記載の赤線の区域改定の範囲はかなり広くなると思いますが、道路以外でこの区域内に含まれる注目すべき施

設や、導入を検討されている具体的なイメージについて教えてください。

市　イメージとしては、この濃い赤色の網掛け部分が新病院エリアであり、既存病院にある診療科が移転してくる形になります。 その背後にある薄い赤色の網掛け部分は、既存施設を有効活用していきたいエリアです。こちらについては官民連携事業により、回復期機能を持つ病院や、その他福祉施設などを導入できればと考えています。現在は民間からの提案を待っている段階ですので、具体的な内容は現時点では確定していません。

委員　中山台ニュータウンの位置付けについてお聞きします。都市機能誘導区域には該当しませんが、ニュータウンの再生を進めるなど居住を促進していく形になるかと思います。そのあたりの詳細についてご説明ください。

市　中山台ニュータウンについては都市機能誘導区域には含まれず、居住誘導区域に該当しています。中山台ニュータウンには商業施設や市役所の支所もありますが、現在、本市の立地適正化計画の位置づけの中で、商業機能につきましては、１万平米を超えるような大規模なものについて、都市機能誘導区域の誘導施設として位置づけています。また、市役所については本庁だけを位置づけており、支所については位置づけていません。そのため、中山台ニュータウンは都市機能誘導区域には位置づけていませんが、都市機能誘導区域であるかどうかにかかわらず、地域の皆様が暮らしやすいようにニュータウンの再生については力を入れて進めていくべきものと考えています。

委員　ありがとうございます。

会長　最初に市長からも市政の方針として３点ほどお話があり、その１点目に交通の重要性について言及されていました。まさにまちづくりと交通は切り離せない関係にあります。これは立地適正化計画と対になる地域公共交通計画という両輪がありますので、市政方針でもその重要性が語られていたと認識しています。 今日、電車の中でネットのニュースを見ていたところ、西谷地区でコンソーシアムを組んで、単なる路線バスの運行ではない、新しい支点の社会実験に取り組まれるという記事を読みました。おそらく市長のお考えの中にもそうした構想があるのではないかと思いながらお話をお聞きしていました。こちらに大病院ができるわけですので、そうした交通のあり方については、この都市計画審議会ではなく、地域公共交通の方で別途検討されるという理解で良いでしょうか。

市　今後、地域公共交通計画についても見直しを行うと聞いていますので、交通のあり方はその議論の中で進められていくことになります。その議論を踏まえながら、各地域や拠点間のネットワークについては、

本計画にも反映させていくという流れになると考えています。

会長

ありがとうございました。

本日はあくまで事前説明ですので、今後時間をかけて中間報告や素案がまとまった段階で、改めて皆さまのご意見やご質問をいただければと思います。そのためのたたき台を、まずは小委員会で作成していくという流れで進めてまいります。

これで議題第２号に関する審議を終了いたします。